

部活動における安全対策マニュアル

令和7年9月1日

岩手県立千厩高等学校

はじめに

部活動においては、各競技種目の固有の危険事項について共通認識を持って指導に当たるとともに、事故等を未然に防ぐためにはどのようなルールや練習の約束事、練習内容や方法に制限を加えなければならないということを理解する必要がある。

このマニュアルにある事柄はもちろんのこと、活動に当たっては危機管理意識を高め、安全管理体制を構築するとともに、各部の取組を確認のうえ、安全・安心な部活動を実施していくことが大切である。

1 学校における安全管理体制の構築

全教職員・外部指導者・生徒が部活動の意義や部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルール作りや情報共有等、関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組む。

(1) 学校の部活動に係る活動方針

毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動の方針並びに活動のきまりを確認する。

(2) 安全に関する知識・技能の習得

緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応や熱中症予防に係る校内研修を実施し、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築する。

[チェック項目]

- ☐ 部活動方針の作成と理解
- ☐ 救急法・AED等職員研修の実施

2 事故防止のための安全に配慮した適切な指導

(1) 生徒の健康観察、健康状態の把握

練習中や試合中の不慮の事故を避けるため、生徒の健康観察を行い、健康状態を把握した上で、生徒の発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導を行う。また、生徒の行動特性（注意力、把握力、認識力、運度能力等）や体質・既往症、常備薬・エピペン等の携帯についても把握する。

(2) 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携

部活動は、顧問立ち会いの下に行うことが原則であり、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力し、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。

(3) 顧問不在時の練習内容の徹底

部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示する。

[チェック項目]

- ☐ 生徒の健康観察、健康状態の把握
- ☐ 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携（会議の際の巡回指導）
- ☐ 顧問等不在時の練習内容の徹底（基本練習に限る等危険性の低い内容 等）

(4) 落雷事故防止対策について

- ・雷注意報発令時には、屋外での活動計画を変更、中止するなどの適切な措置を講ずる。
- ・落雷の兆候や、雷が鳴った場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する。

(5) 熱中症事故防止対策について

- ・活動前、活動中、活動終了時に健康観察を行う。
- ・WBGT 指数計を用いて、こまめに暑さ指数を把握する。
- ・「熱中症予防のための運動指針」に基づいて、運動量を調整する。
- ・暑さ指数が 31℃を超えた場合は、原則運動を中止する。

3 日常の活動に潜む危険性（複数の部活動が施設を共用する際の留意点）

(1) 活動の工夫、ルールの特明確化

日常的にグラウンドや体育館等の活動場所を複数の部活動が共用して練習するような場合、関係する部の間で禁止事項や活動の制限事項等について、事前に共通理解する。

(2) ヒヤリハット事例の情報共有

練習開始時には、禁止事項等について各部で確認し、練習後にはケアレスミスや危険を感じたような出来事等（ヒヤリハット事例）について、顧問等と生徒同士で報告し合い、次の練習に生かすとともに、他の部と情報共有をする。

[チェック項目]

- ☐ 活動の工夫、ルールの特明確化
- ☐ ヒヤリハット事例の情報共有

4 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導

(1) 定期的な安全点検

毎月 1 回の安全点検で施設、設備の安全を確認する。

(2) 活動前の用具等の安全確認

運動部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、顧問等と生徒が共に施設・設備の安全確認を行う。

[チェック項目]

- ☐ 定期点検日を設ける
- ☐ 活動前の用具等の安全確認
- ☐ 事故の原因となりそうな箇所の把握と周知

（床板のささくれ、畳・マットの隙間、サッカーゴール・ハンドボールゴール等の固定、防球ネット等のほころび、支柱ネジ緩み、ロードワーク時の危険箇所の把握等）

[参考 1]

令和 7 年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 千厩高等学校

校長名 熊 谷 道 仁

1 活動の方針

- (1) 教育活動の一環であり、生徒の自主的・自発的な参加により行うものとする。ただし、部活動への加入は任意とする。
- (2) 生涯にわたってスポーツ・文化・芸術に親しむ基盤を育み、責任感や連帯感、達成感を体験する学びの場として、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指す。
- (3) 生徒同士や生徒と部顧問等との好ましい人間関係を構築し、自己有用感を育むとともに、体罰やいじめなどを、学校はもちろん社会においても許さない態度を育てる。
- (4) 部顧問は、効率的・効果的な練習・活動について積極的に研鑽する共に、技術や競技力の向上のみに偏るのではなく、部活動と学習とのバランス、心身の健康や栄養など幅広い視野を持たせるよう工夫する。
- (5) 部顧問は、練習時間や参加大会を精査し、生徒が部活動のみならず学校内外の様々な活動に参加することで一人ひとりの個性を伸長できるよう配慮する。

2 活動のきまり

- (1) 部室・練習場所の利用は、部活動時間以外認めない。
- (2) 練習には、適切に休憩時間を設け、また、短時間に効果が得られる指導を工夫する。
- (3) 練習内容については、顧問と生徒の共通認識のもと、常に事故防止に努める。会議等でやむを得ず顧問が直接練習に立ち会えない場合には、可能な限り道具を使用しない等、危険性の低い練習内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示する。
- (4) 部顧問は、部室及び施設や器具等について不備や危険がないか確認し、不具合ある場合には、校長、事務長に報告し改善等につとめる。
- (5) 部活動中に事故が発生した場合は、顧問は速やかに家庭、校長等と連絡を取り適切に対処する。
- (6) ウェイトトレーニング室の利用に当たっては、原則、顧問や指導者がつくこととする。やむを得ず顧問や指導者がつけないときは、複数で行うこと・補助員が付くことを条件とし、重量や負荷の軽い器具を使用するよう指導する。

3 活動日・活動時間・休養日について

- (1) 顧問は、年間の活動方針（活動日・場所、休養日及び参加予定大会日程等）、毎月の活動計画及び実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供をする。
- (2) 活動時間は次のとおりとする。
 - ・平日は原則として、18:30 終了、18:50 完全下校とする。
 - ・休日は原則として、午前又は午後（17:00 完全下校）の半日活動とする。ただし、練習試合等の場合はその限りではない。
 - ・考査 1 週間前及び考査期間、学校閉庁日は、原則、禁止とする。
- (3) 週 1 日以上休養日を徹底し（大会等で休養日を設けることができなかった場合は、翌週に 2 日以上休養日を設ける）、年間平均で週当たり 2 日以上休養日の設定に努める。
- (4) 生徒は、心身に不調のあるとき、または、保護者の同意が得られないときは、部顧問に申し出て部活動に参加しないこととする。

4 その他

- (1) 学校は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を見直し策定及び公表する。
- (2) 部顧問は常に生徒の健康状態を把握し、体調が不安な部員や参加を希望しない部員は活動に参加させない。校外活動については事前に保護者の同意を得ておく。

[参考2] ヒヤリハット事例（千厩高校）

部	ヒヤリハット
陸上競技	○トラック種目とフィールド種目が共有で練習するため、走路への飛び出しで選手同士が衝突しそうになる。 ○投てき物の落下地点の確認不足により、投てき物が選手に当たる危険性がある。 ○フィールド内で活動しているサッカー部の選手により蹴り出されたボールが、生徒と衝突しそうになった。
トバスケルッ	○選手同士の強い接触があった。 ○空中での接触により、体勢を崩して床に落ちる。 ○トレーニング器具に指を挟まれた。
バレーボール	○床が滑りやすく、転倒した。 ○着地した際に、ボールに乗りかける。 ○ボールを追いかけて壁に衝突し、顔面をぶつけた。 ○ブロックの着地の際に、相手の足に乗ってしまい捻挫した。 ○オーバーハンドパスやブロックで突き指をした。 ○スパイクしたボールが顔面に当たった。 ○ボールを蹴って顔面に当たった。
卓球	○練習で隣との間隔が狭いときは、生徒同士の衝突の危険がある。 ○スマッシュで体制が崩れた時、卓球台角へ接触する恐れからヒヤリとすることがある。 ○夏場は体育館内が暑く、熱中症の危険が常に考えられる。
テニスト	○強打したボールとの衝突 ○多量のボールを用いた練習メニュー中での転倒 ○スイングしたラケットが近く of 生徒とぶつかりそうになる。 ○審判台から降りる際に足を踏み外す。
サッカー	○他（陸上競技・サッカー）競技者との衝突未遂 ○競技の特性上、衝突の危険性がある。 ○屋外競技なので、雷に対する注意や暑い日などは熱中症に対しての注意が求められる。
ンバドミ	○部員が多く、体育館の半面を使用した練習では、他の生徒と衝突しそうになる。
ボクシング	○スパーリング（実戦的練習）において、打撃による怪我。ダウン後に意識が戻らない。 ○校外でのロードワーク時の交通事故 ○減量による高温下での練習
剣道	○練習中に随時竹刀の点検をさせているが、その際に竹にささくれや竹がかけてしまったものがあるときがある。 ○竹刀のささくれを踏んでしまったり、身体に刺さって怪我をする。 ○練習を限られたスペースで密集することがあり、生徒同士が後ろ向きで接触しそうになることがある。 ○防具を着けているため、夏場は熱中症の危険が常に考えられる。

柔道	○畳と畳の隙間に足の指が入り、怪我をしそうになった。 ○練習前に柔道着の点検をさせているが、その際に柔道着が破れていたりすることがある。 ○狭い道場で行っているので、生徒同士が接触しそうになることがある。また、ウエイトトレーニングの器具も置いているので、生徒がぶつかる危険性がある。 ○夏場は熱中症の危険が常に考えられる。
----	---

運動部活動における安全対策について

令和3年4月

岩手県教育委員会事務局 保健体育課

運動部活動の実施に当たっては、けがや事故を未然に防止し、安全に活動することが大前提です。

岩手県教育委員会では、今後の運動部活動における事故防止を図ることを目的として、「運動部活動における安全対策について」を策定しました。各学校においては危機管理意識を高め、安全管理体制を構築するとともに、従来の取組を改めて確認のうえ、必要に応じて活動内容を見直すなど、運動部活動を行う全ての学校において、安全・安心な部活動を行うようお願いします。

1 基本的な安全対策の考え方

(1) 学校における安全管理体制の構築

運動部活動については、全教職員・外部指導者・生徒が部活動の意義や各学校等の部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルール作りや情報共有など、関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組むことが重要である。

部活動前には、各学校で作成したチェックリスト等による使用施設、設備、用具等の安全点検を行ったり、また、緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応を学ぶ校内研修の実施など、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築すること。

【重点項目】

- ① 各学校の部活動方針の理解
- ② 安全対策マニュアル等の整備
- ③ 救急法・AEDなど職員研修の実施

(2) 事故防止のための安全に配慮した適切な指導

顧問等は練習中や試合中の不慮の事故を避けるため、生徒の健康観察を行い、健康状態を把握した上で、対象となる個々の生徒の発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導を行うこと。生徒の体力や運動技能に合った無理のない指導計画を立案し、部全体の共通理解の下に活動することが大切である。顧問等は、指導する種目にどのような危険が内在するかを把握し、生徒に対しても安全に関する知識や技能を身に付けさせ、安全に配慮した活動ができるような指導をすること。

また、部活動は、顧問立ち会いの下に行うことが原則であり、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要である。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安

全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれる。部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示した上で行うこと。

【重点項目】

- ① 生徒の健康観察、健康状態を把握
- ② 個人の能力に十分配慮した練習計画・指導（段階的な指導）
- ③ 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携
- ④ 顧問等不在時の練習内容の徹底（基本練習に限るなど危険性の低い内容 等）

(3) 日常の活動に潜む危険性（複数の部活動が施設を共用する際の留意点）

日常的にグラウンドや体育館などの活動場所を複数の部活動が共用して練習するような場合、他の部活動の練習や生徒に対して注意を払う意識が薄れたり、配慮すべき安全対策を怠ったりすることがある。そこで、練習場所を防護（防球）ネットやカラーコーンなどにより明確に活動場所を区分して混在しないようにしたり、ボールなどの用具が他の活動場所に飛んでいった場合の合図の確認を双方で行ったりする必要がある。

複数の部が施設を共用する場合は、関係する部間で禁止事項や活動の制限事項などについて、事前に共通理解すること。練習開始時には、禁止事項等について各部で確認し、練習後にはケアレスミスや危険を感じたような出来事等（ヒヤリハット事例）について、顧問等と生徒同士で報告し合い、次の練習に生かすとともに、他の部と情報共有をすること。

【重点項目】

- ① 同一場所で複数部活動が活動する場合には、練習場所の分けや時間帯をずらすなど工夫して実施
- ② 体育館・グラウンド等を共用または隣接した場所で活動する際はルールを明確化
- ③ ヒヤリハット事例の情報共有

(4) 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導

運動部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、顧問等と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。

顧問等は、生徒に、施設・設備及び用具の適切な使用や点検や確認の徹底が事故の未然防止につながることを認識させ、定期的な安全確認・点検を徹底すること。

【重点項目】

- ① 定期的に点検日を設ける
- ② 活動前の用具等の安全確認
(床板のささくれ、畳・マットの隙間、サッカーゴール・ハンドボールゴール等の固定、防球ネット等の破損、支柱ネジ緩み等)

2 運動部活動における安全対策状況調査結果を踏まえた安全対策のポイント

(1) 陸上競技（投てき種目）

予想される危険	・他の種目と練習場を共用で使用するにより、投てき物が他の選手に衝突する危険性がある。 ・後ろ向きの準備局面から投動作に入る場合、直前の前方確認を怠りやすい。 ・回転系は前後左右 360 度に大きく失投する可能性があり危険である。 ・網状の防護ネットには「たわみ」があり、投てき物が当たった場合に 1 ～ 2 m ほど伸びるので、ネット間近にいることは危険がある。
事故防止対策	・他の部活動や種目等と時間帯や練習場を分けるなどの対策を講じる。 ・サークル以外では試技をしない。 ・投てき者は確実に周囲の安全を確認し、大声で「行きます」又は「投げます」と周知し、必ず自ら前方と周囲の者の反応を確認する。すべての安全が確認できた時に初めて投てき動作に入る。 ・周囲の者は投てき物が落下するまで投てき物から目を離さない。
県内の取組事例	・設備がない場合や活動に支障があるなどの理由で、投てき種目の環境が充実した近隣校や公共施設を利用している。 ・練習場所を共用している場合、「グラウンド使用ルールの策定」「投てき方向の工夫」などの対策を講じ実施している。 ・声が聞き取りづらい状況の場合には、ハンドマイク等を使用するなど、確実に伝わるよう工夫している。 ・投てき物が落下する可能性のある場所に、生徒が立ち入らないようにコーンやネット等で明確に練習場所を区分している。

(2) ウェイトトレーニング

予想される危険	・練習場所の未整理、安全具の未装備（プレートの左右のバランス確認、プレートが落下しないように留め具でしっかりと固定されているか、ベルトやシューズ、バンテージなど必要な安全具が装着されているか）。 ・用具の破損や器具の整備不良。 ・個々の能力以上による練習、誤ったフォームによる練習。 ・十分な準備運動を怠り、基礎基本の習得が不足。 ・周囲の安全確認、選手同士の声掛け、意思疎通の怠り。
事故防止対策	・使用前の器具、用具の点検を十分に行う。 ・ストレッチ等を練習の前後に必ず行う。 ・軽い重量からウォーミングアップを行う。 ・正しいフォームを身につける。 ・使用する器具の安全確認を怠らない。 ・外したバーベルの整理整頓を行う。 ・利用者、補助員ともに使用上の決まりを守り、安全を最優先する。
県内の取組事例	・顧問教員監視・指導の下でのみ使用許可。 ・借用届を出し 3 名以上で使用する。 ・トレーニングには補助員をつける。 ・プレートを落とさないようにストッパーをつける。 ・動作時の声出しによる確認と補助。

(3) 器械体操

予想される危険	・各種目において宙返りの回転不足、回転過多、ひねり不足、ひねり過多による着地ミスが発生する。 ・器具上でバランスを崩し、マット上や器具上に落下や激突が発生する。 ・手首や足首・肩・腰・膝・肘などに過度な過重負荷や伸展が発生する。 ・以上のことにより頸椎・腰椎・手首・足首・膝・肘への損傷や打撲の危険性がある。
事故防止対策	・定期的な施設・器具の点検や着地マットの整備等の徹底。 ・器具の安全な運搬の仕方（靴を履く、持つ位置、持つ人数）、設置方法の徹底。 ・使用前に器具等の保守、点検と危険な箇所の改修。 ・生徒の技能に応じたマットやセーフティマットを適切に配置。 ・個人の能力に応じた段階的な練習。
県内の取組事例	・球技系部活動が同会場で活動している場合、防球ネットを設置したり補助員を配置したりして、球の侵入を未然に防ぐ。 ・宙返り等の技を行う場合は、指導者の指示の下で実施する。 ・顧問等指導者不在時は活動しない。

(4) 弓道・アーチェリー

予想される危険	・道場の安全管理が不十分で、矢が道場外に飛び出して、人に当たる危険性が高い。 ・弓に傷があって、引き分けた際に裂けて射手がけがをする危険性が高い。 ・矢が短く引き分けた際に弓の中に入り込み飛び出したり、折れて射手に当たったりする危険性が高い。 ・矢取りの際に射手との連絡が不十分で、矢取りに入った者に矢が当たる危険性が高い。 ・巻き藁に放った矢が、跳ね返り射手に当たる危険や外れて周囲の者に当たる危険性が高い。
事故防止対策	・定期的な施設（弓道場・アーチェリー場）・用具の安全点検の徹底 ・指導者の許可無しに行射をしないルール・マナーを遵守する。 ・安全な場所以外では絶対に弓を引かない。 ・たとえ矢をつがえていなくても、人のいる方向に弓を引かない。 ・巻き藁練習を行う際には、的前に立たないことと、前後左右の近い所に人がいないことを確認する。 ・一人一人の上達に応じた練習メニューの提示。 ・自己の技能に応じた強度の弓具等を使用する。
県内の取組事例	・矢取りは声と目で安全確認をした上に、赤旗や警告灯をつけてから入る。 ・巻き藁から外れた矢が跳ね返らないように後ろに畳やネットを設置する。 ・道場では私語を慎み、挨拶や矢取りの声はしっかり出す。 ・傷のある弓や矢を使わない。 ・射位とその間隔を守り、極端に狭いところで行射をしない。 ・校庭と射場をネットや柵で区切り、他部の生徒が射場に入ることを防ぐと同時に他部のボール等の進入を防ぐ。

(5) 水泳・プールを使用したトレーニング

予想される危険	・体調不良や水温・気温の低い場合は事故の危険性がある。 ・プールサイドの破損や水苔などによるスリップの危険性がある。 ・レーンロープフロートの破損やフックのカバーの不備によって、身体の擦過傷等の危険性がある。 ・排水溝の鉄蓋や留めネジの不備によって事故が発生する危険性がある。 ・監視体制・救助用具の不備によって事故の危険性がある。 ・泳ぐ方向の不統一による衝突事故が考えられる。 ・練習用具使用時（パドル等）や練習用具の不具合が事故に結びつく危険性がある。 ・準備運動不足やオーバーワークによるけが、事故の危険性がある。
事故防止対策	・定期的な施設・設備、用具、水質等の管理や安全点検の徹底。 ・健康状態の把握・練習環境の確認。 ・監視体制の徹底。 ・活動内容の検討。 ・安全指導の徹底、救急処置等の啓発の徹底。
県内の取組事例	・プールサイドの水苔などによるスリップの危険性がある場所へのコーンの設置と注意喚起。 ・顧問管理下での活動許可、生徒だけでの使用禁止。 ・各レーンの同時利用を2名以内とする。 ・飛び込み禁止。

(6) 学校外の施設を利用するなどの活動の場合

県内の取組事例	【山岳部】 ・校外で活動する際には常に顧問帯同 【乗馬部】 ・顧問、部活動指導員が必ず同行。 【ボート部】 ・カヌーやボートの搬送は業者バス等使用。 ・ヨットハーバー等の使用条件等を厳守する。 【スキー部】 ・自転車トレーニングの際は、必ず顧問が監督する。 【スケート部】 ・ローラー練習時のヘルメット等防具の装着。 ・氷上練習時の手袋等装着及び初心者のヘルメット着用の徹底。 【自転車競技部】 ・顧問、部活動指導員が必ず同行。 ・指導者の指示に従い走行隊形や走行スピードを守る。 【その他・自転車での移動】 ・交通ルール、交通マナーの厳守。 ・自転車には所定のステッカーを貼る。 ・防犯登録・自転車保険への加入。
---------	---

(7) その他

上記（1）～（6）以外の活動について

- ・他の人と組み合うなど接触を伴う活動に留意すること。
- ・種目の特性や活動内容に応じた安全対策を講じて行うこと。
- ・気象状況の変化に応じた適切な活動を行うこと。

【参考】部活動における事故防止のためのチェックリスト（例）

1 学校における安全管理体制の構築	☐ 学校の部活動方針について理解しているか。 ☐ 部活動における安全対策マニュアル等を整備しているか。 ☐ 活動目標を明確にした上で適切な指導計画を作成しているか。 ☐ 生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間が設定されているか。 ☐ 競技等の特性を踏まえ、それぞれの特有の危険性に配慮した適切な活動内容を設定しているか。 ☐ 顧問不在時の対応のルールを決め、指導体制や監視体制ができているか。 ☐ 連絡通報体制、救急体制は整備されているか。 ☐ 救助用具が適切に配置されているか。 ☐ A E Dの使用を含む救急法等の職員及び児童生徒の研修（講習）を実施しているか。 ☐ A E Dの設置場所やA E Dの携行について適切に実施されているか。
2 事故防止のための安全に配慮した適切な指導	☐ 健康観察により、生徒の心身の健康状態の把握に努めているか。 ☐ 競技等に適した準備運動や補助を行っているか。 ☐ 段階的指導（体格差・体力差や個人の能力等に配慮した指導）をしているか。 ☐ 気象状況の変化に応じた適切な活動になっているか。（気温、天候、日没時等） ☐ 休憩や水分及び塩分補給など、適切に行っているか。 ☐ 顧問不在時の自主的な練習時における内容（基本練習に限るなど危険性の低い内容等）を徹底しているか。
3 日常の活動に潜む危険性（複数の部活動が施設を共用する際の留意点）	☐ 同一場所で複数の部活動が活動する場合の練習場所の区分けや時間帯をずらすなどの工夫がされているか。 ☐ 体育館・グラウンド等を共用または隣接した場所で活動する際のルールを明確にしているか。 ☐ 活動施設の状況に応じた適正人数及び活動内容になっているか。 ☐ ヒヤリハット事例の情報共有が適切に行われているか。
4 施設・設備・用具等の安全点検と指導	☐ 定期的に点検を実施しているか。 ☐ 活動場所に危険物を置いていないか。 ☐ 用具・器具等が正しく設置されているか。破損はないか。 ☐ 固定する必要がある用具・器具がしっかりと固定されているか。 ☐ 用具管理の指導を徹底しているか。

【参考資料】

○令和2年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業

①「体育活動中における骨折事故の傾向及び事故防止対策」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2kossetsu/pdf_all.pdf

②「スポーツ事故防止ハンドブック」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf

③「スポーツ事故対応ハンドブック」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/extra_B7.pdf

○2019年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業

④「体育活動中における球技での事故の傾向及び事故防止対策」調査研究報告書

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/2019kyugi_chosakenkyuhoukokusyo/2019_kyugi_chosakenkyuhoukokusyo_all.pdf

○平成30年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業

⑤「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyouPamphlet/h30nettyuusyou_all.pdf

⑥「学校屋外プールにおける熱中症対策」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyouPoolPamphlet/h30nettyuusyou_pool.pdf



○公益財団法人日本陸上競技連盟陸上競技安全ガイド

<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/safety.html>



○全国高等学校体育連盟弓道専門部HP「弓道における危険防止について」

<https://kyudo-zenkoku.com/09-kiken/index.html>



○全日本アーチェリー連盟HP「安全に関する規定およびガイドライン」

<http://www.archery.or.jp/federation/regulation/>



○全国高等学校体育連盟アーチェリー専門部HP「アーチェリー部活動を安全に行うために」

<http://www.zk-archery.org/about/safety.html>



○社団法人日本ボート協会HP「ローイング安全マニュアル2018年版」

<https://www.jara.or.jp/safety/2019/safety2018b.pdf>

